

議会議案第14号

ツキノワグマ出没に対する緊急銃猟の安全確保と鳥獣被害防止対策のさらなる強化を
求める意見書（案）

上記意見書案を別紙のとおり安中市議会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年12月12日提出

提出者	安中市議会議員	今井 敏博
賛成者	安中市議会議員	柳沢 浩之
	同	武者 葉子
	同	金井 久男
	同	櫻井 喜久江
	同	原田 大

安中市議会議長 佐藤貴雄様

ツキノワグマ出没に対する緊急銃猟の安全確保と鳥獣被害防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）

本年、我が国においてはクマによる被害が相次ぎ、農作物への被害はもとより、報道にもあるような悲惨な人身事故も多発しており、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。

令和7年9月には、改正鳥獣保護管理法が施行されました。これにより、市街地においても「緊急銃猟」が可能となりましたが、実際に駆除を担うハンターの負傷時補償や誤射時の刑事責任などが明確にされておらず、安全と安心を前提とした駆除体制は十分ではありません。

一方、自衛隊派遣の実施や警察官によるライフル銃での駆除が可能となるなど、国におかれても現状を鑑み、支援策を講じられている現状であります。

そのうえで、長期的な視点による対策も必要であることから、クマをはじめとする有害鳥獣対策として、里山保全といった緩衝帯整備や電気柵などの市街地への被害予防措置等についても、国の支援をより一層強化し、広域的かつ持続的な取り組みの推進が求められます。

よって、安中市議会では、国会及び政府に対し、次の事項について速やかに措置を講じられるよう強く要望します。

記

1. 緊急銃猟に従事するハンターが負傷した場合の公的補償制度を創設するとともに、誤射や弾丸貫通による被害発生時の責任範囲を明確にし、刑事上の免責を検討すること。
2. 実効性のある緊急銃猟の対応マニュアルを各自治体が策定できるよう、支援体制を整備すること。
3. ネイチャーポジティブにも通ずる里山の保全活動の支援や緩衝帯整備における支援体制を構築すること。
4. 電気柵等の被害防止施設の設置・維持に関して、地域の安全を確保するため、国による財政的支援を強化すること。
5. 被害対策の中核となるコーディネーターの育成や、必要な数の狩猟者を確保するための制度的支援を強化すること。
6. クマの駆除は住民の安全確保に不可欠であることを国として明確に発信、および自治体へのカスタマーハラスメント対応の法整備を行い、全国的な理解を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月 日

安中市議会議長 佐藤貴雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣